

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
54	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藤沢市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイル取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

藤沢市長

公表日

令和3年12月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>藤沢市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 第1号被保険者又は第2号被保険者の被保険者証交付申請受理、確認、被保険者証及び負担割合証の交付 (2) 第1号被保険者の資格取得の届出受理、確認 (3) 住所地特例対象施設に入所又は入居中の者に関する届出の受理、確認 (4) 保険料賦課要件の確認及び保険料額の通知 (5) 第1号被保険者又は第2号被保険者の資格喪失の届出受理、確認 (6) 被保険者証及び負担割合証の再交付申請受理、確認、再交付（住所地特例者含む） (7) 被保険者証の検認又は更新 (8) 被保険者証交付済被保険者の氏名及び住所の変更の届出受理、確認（住所地特例者含む） (9) 第1号被保険者の世帯変更の届出受理（住所地特例者含む） (10) 保険料の特別徴収額の通知等 (11) 保険料の減免申請又は徴収猶予申請の受理、要件確認、通知 (12) 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費又は住宅改修費の支給の申請受理、確認、決定通知 (13) 居宅サービス計画、介護予防サービス計画、居宅介護支援、介護予防支援、基準該当居宅介護支援、基準該当介護予防支援の届出受理 (14) 居宅介護サービス計画費又は介護予防サービス計画費の代理受領の手続 (15) 居宅介護サービス費等又は介護予防サービス費等の額の特例の申請受理、要件確認、決定通知 (16) 介護給付、予防給付、市町村特別給付の支給に関する事務 (17) 調整交付金の算定 (18) 高額介護（介護予防）サービス費の支給の申請受理、要件確認、決定通知 (19) 高額医療合算介護（介護予防）サービス費の支給の申請受理、証明書の交付、支給額の通知 (20) 高額医療合算介護（介護予防）サービス費の医療保険者からの通知の受理 (21) 特定入所者介護（介護予防）サービス費の支給申請受理、要件確認、決定通知、認定証の交付 (22) 特定入所者介護（介護予防）サービス費の認定証の再交付申請書の受理、確認、認定証の再交付 (23) 特定入所者の負担限度額にかかる特例の申請書受理、確認 (24) 特例特定入所者介護（介護予防）サービス費の支給の要件確認 (25) 他の法令（船員保険法、災害救助法）による給付との調整 (26) 保険料滞納者に係る支払い方法の変更又は支払い方法変更の記載の削除 (27) 保険給付の支払の一時差止及び当該差止に係る保険給付額からの滞納保険料額控除の通知 (28) 保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例 (29) 第2号被保険者の保険給付の一時差止の確認、通知及び当該差止の記載の削除依頼、確認 (30) 旧措置入所者に対する施設介護サービス費又は特定入所者介護サービス費の支給申請受理、要件の確認、決定通知 (31) 要介護認定申請又は要支援認定申請の受理、医療被保険者資格の確認、結果通知 (32) 要介護更新認定又は要支援更新認定の申請受理、医療被保険者資格の確認、結果通知 (33) 要介護状態区分又は要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、医療被保険者資格の確認、結果通知 (34) 住所移転後の要介護認定及び要支援認定の要件確認</p>
③システムの名称	介護保険システム 宛名管理システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一 68の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第9条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56-2、58、61、62、80、87、90、94、95、109、117の項 (別表第二における情報照会の根拠) 93、94の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 介護保険課 総務・給付担当
②所属長の役職名	介護保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 市民自治部 市民相談情報課 情報公開センター 0466-50-3567
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 福祉部 介護保険課 0466-50-8270

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年2月12日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年2月12日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

